

2008. 2. 21

佐川克弘

## 天ヶ瀬ダムの利水容量に関する質問

- 1) 現在、天ヶ瀬ダムの水道用水利権は京都府に与えられている $0.9 \text{ m}^3/\text{s}$ （確定= $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、暫定= $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ ）だと思いますが、ダムの利水容量（洪水期及び非洪水期）を教えてください。
- 2) かつて、京都府に与えられた水利権は $1.104 \text{ m}^3/\text{s}$ でしたが、そのときのダムの利水容量はどのように運用されていたのですか。教えてください。
- 3) 天ヶ瀬再開発に伴い、現在暫定水利権として許可されている $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ が確定水利権となった場合、利水容量は1)の答えと同じになるのですか。もし変更されるのであれば、確定水利権に対応するダムの利水容量を教えてください。
- 4) 京都府が獲得していて未利用の水利権（桂川= $0.28$ 、木津川= $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 計 $0.58 \text{ m}^3/\text{s}$ ）を、琵琶湖開発で水利権を獲得している水利使用者（例えば大阪市）と交換した場合、天ヶ瀬ダムに残る京都府の水利権は $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ のみとなりますが、その場合ダムの利水容量はどうなるのでしょうか。また仮に利水容量を現状よりも減らすことができるとすれば、減った容量を治水容量として利用できるのではないかと思います。貴局の見解をお示し下さい。

以上